

賃貸借に関する契約書（案）

借主 愛媛県（以下「甲」という。）と貸主_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件・契約形態）

第1条 乙は、別表中1記載の自動車（以下「車」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借に係る契約形態はメンテナンスリースとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、別表中2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

2 賃貸借料に1か月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算をすることとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、※_____円とする。

※落札業者が、愛媛県会計規則第154条（契約保証金の免除）に該当する場合は、下線部に“免除”と記入する。

（賃貸借料の支払方法）

第5条 乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の20日までに書面により請求を行うものとし、甲は請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第6条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に賃貸借料を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（車の使用の本拠地及び引渡し）

第8条 車の使用の本拠地（以下「本拠地」という。）は、愛媛県防災航空事務所とする。

2 乙は、車両登録を行った翌日（翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときはその翌日）までに、本拠地において車を甲に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しは、別表中3の引渡期日までに行うものとする。

- 4 甲は、乙から車を引き渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検収し、検収完了後速やかに乙所定の物件受領書を乙に交付するものとする。
- 5 甲の検収完了により、車の引渡しがあったものとする。
- 6 甲が車を検収する際に、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、甲は直ちにこれを乙に通知し、また物件受領書にその旨を記載するものとする。

（車の契約不適合等）

- 第9条** 乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に契約不適合があったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

（車の保管、使用）

- 第10条** 甲は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。
- 2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任又は罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。
 - 3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（メンテナンスサービス）

- 第11条** 甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）にて別表中4に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。
 - (1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理
 - (2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付け
 - (3) 車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理

（代車の提供）

- 第12条** 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。
- 2 第10条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還等に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

（事故処理）

- 第13条** 乙は、第10条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

（車の滅失）

- 第14条** 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第20条各項の規定に従うものとする。

（車に関する諸費用の負担）

- 第15条** 車に関する諸費用は、乙が別表中5の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

- 2 第11条第1項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。
- 3 第1項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、あるいは消費税額が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(車の所有権侵害等の禁止)

第16条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

- 2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。
 - (1) 担保権の設定
 - (2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡
 - (3) 占有名義の移転
- 3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。
 - (1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること
 - (2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡したりすること
 - (3) 本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること
- 4 車に取り付けた他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
 - (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第 19 条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約終了時の措置)

第 20 条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第 16 条第 4 項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参して乙に返還するものとする。

2 前項の場合において甲が車を原状に回復しない場合には、乙は付着した物件の所有権を取得するものとする。

3 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

4 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の 3 か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

(規定損害金)

第 21 条 この契約の解除又は第 14 条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 前項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項又は履行について疑義が生じた場合は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲

松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙

別 表

1	賃貸借自動車	車種名	
		年 式	最新の年式のもの
		台 数	1台
		型 式	
		車体色	白
		車体番号	
		付属品・特装品	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T C ・ ナビゲーション ・ バックカメラ ・ ドライブレコーダー ・ フロアマット ・ サイドバイザー ・ マッドガード ・ スタッドレスタイヤ
2	契 約 期 間	車両登録日を始期とする5年間	
3	車の引渡期日	令和7年7月11日	
4	メンテナンスサービス	継続車検、法定点検、6か月安全点検(すべての点検において、車両の引取り及び洗車・清掃を行うこと) 一般消耗品交換、故障修理・代車(事故時を除く) 油脂類交換補充、バッテリー交換(不良時) タイヤ交換(必要本数)、タイヤ季節履替 エンジンオイル交換(5,000km走行又は6か月経過のいずれか早く到来した時点) オイルエレメント交換(エンジンオイル交換2回に1回) ナビゲーション地図データ更新(車検時) 事故処理協力	
5	諸 費 用	登録諸費用(緊急自動車届出含む)	乙が全額負担
		自動車税環境性能割	乙が全額負担
		自動車税種別割	乙が全額負担
		自動車重量税	乙が全額負担
		自動車損害賠償責任保険料	乙が全額負担
		リサイクル法関連費用	乙が全額負担
		無線機載替え費用	乙が全額負担
		赤色警光灯、電子サイレンアンプ設置費用	乙が全額負担
		E T Cセットアップ費用	乙が全額負担
6	占 有 者	愛媛県(自動車検査証の使用者名義)	
7	賃貸借料月額(税抜)	円	